

総社市水辺の楽校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第52号

総社市水辺の楽校条例の一部を改正する条例

総社市水辺の楽校条例（平成17年総社市条例第114号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第10条関係） (単位：円)		別表（第10条関係） (単位：円)	
区 分	カヌー利用料金（1日1艇当たり）	区 分	カヌー利用料金（1日1艇当たり）
小学生以上中学生以下	<u>530</u>	小学生以上中学生以下	<u>500</u>
一般	<u>1,050</u>	一般	<u>1,000</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日以後の利用に係る利用料金について適用する。